○吉川市水道給水条例

昭和54年３月９日条例第２号

改正

昭和54年12月14日条例第24号

昭和56年３月11日条例第１号

平成元年３月24日条例第12号

平成２年３月26日条例第４号

平成５年３月31日条例第11号

平成５年９月30日条例第21号

平成５年12月28日条例第28号

平成７年12月19日条例第27号

平成８年３月27日条例第21号

平成８年６月20日条例第32号

平成８年９月10日条例第34号

平成９年３月28日条例第３号

平成９年12月19日条例第23号

平成12年３月22日条例第30号

平成12年12月18日条例第49号

平成13年３月21日条例第５号

平成14年12月17日条例第31号

平成25年12月13日条例第36号

令和元年９月25日条例第10号

令和６年３月18日条例第３号

吉川市水道給水条例

吉川町上水道給水条例（昭和43年吉川町条例第27号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第５条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第６条―第12条）

第３章　給水（第13条―第22条）

第４章　料金及び手数料（第23条―第30条）

第５章　管理（第31条―第34条）
第６章　貯水槽水道（第35条・第36条）
第７章　罰則（第37条・第38条）
第８章　補則（第39条）
附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、吉川市水道事業の給水について、料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定める。

（給水区域）

第２条　本水道事業の給水区域は、市内全域とする。ただし、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が公益上その他必要と認めるときは、特に吉川市以外に給水することができる。

（給水装置の定義）

第３条　この条例において「給水装置」とは、給水の目的で配水管から分岐している給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種別）

第４条　給水装置は、次の３種とする。

（１）　専用給水装置　１世帯又は１箇所で専用するもの

（２）　共用給水装置　２世帯又は２箇所以上で共用するもの

（３）　私設消火栓　消防用に使用するもの

（給水装置の用途区分）

第５条　給水装置の用途区分は、次に定めるとおりとする。

（１）　一般用　次号に掲げる用途以外の用途のために使用するもの

（２）　臨時用　工事用等のため一時的に使用するもの

## 第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第６条　給水装置の新設、改造、増設又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（加入者分担金）

第７条　給水装置の新設（以下「新設工事」という。）又は改造工事に伴い既存の市の水道メーター（以下「メーター」という。）より大きな口径のメーターに変更（以下「増径工事」という。）を行う者は、新設工事にあってはメーターの口径に応じて、別表に定める金額に当該額を課税標準として課されるべき消費税額に相当する額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（以下これらを「消費税相当額」という。）を加えて得た額を、増径工事にあっては別表により改造後のメーターの口径に対応する額から既存のメーターの口径に対応する額を控除した額に消費税相当額を加えて得た額を分担金として、納付書により納付しなければならない。この場合において、１円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

２　分担金は、給水申込み又は改造申込みの際納付しなければならない。ただし、管理者は、特別の事情があると認めた場合は、その額を減免することができる。

（新設等の費用負担）

第８条　給水装置の新設、改造、増設又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、増設又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、市の負担とする。

（工事の施工）

第９条　給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の２第１項の指定（法第25条の３の２第１項の指定の更新を含む。）をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。

２　前項の規定により、指定給水装置工事事業者が、設計及び工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査及び材料検査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第９条の２　管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第10条　管理者が施工する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

（１）　材料費

（２）　運搬費

（３）　労力費

（４）　道路復旧費

（５）　工事監督費

（６）　間接経費

２　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

（工事費の予納）

第11条　管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

２　前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

（給水装置の変更等の工事）

第12条　管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。

## 第３章　給水

（給水の原則）

第13条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情並びに法令及びこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

２　前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

３　第１項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

（給水の申込み）

第14条　水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の所有者の代理人）

第15条　給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例の定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

（管理人の選定）

第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

（１）　給水装置を共有する者

（２）　給水装置を共用する者

（３）　その他管理者が必要と認めた者

２　管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（メーターの設置）

第17条　給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

（メーターの貸与）

第18条　メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

２　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

３　水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止及び変更等の届出）

第19条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

（１）　水道の使用をやめるとき。

（２）　メーターの口径又は給水装置の用途を変更するとき。

（３）　消防演習に私設消火栓を使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

（１）　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

（２）　給水装置の所有者に変更があったとき。

（３）　消防用として水道を使用したとき。

（４）　管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

（私設消火栓の使用）

第20条　私設消火栓は、消防又は消防演習のほか、使用してはならない。

２　私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

（水道使用者等の管理上の責任）

第21条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

２　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しない。

３　第１項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（給水装置及び水質の検査）

第22条　管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

２　前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

## 第４章　料金及び手数料

（料金の支払義務）

第23条　水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者から徴収する。

２　共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第24条　料金は、次に掲げる表の区分による基本料金と従量料金の額に消費税相当額を加えて得た額とする。この場合において、１円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

| 用途 | 基本料金（１月） | | 従量料金（１月）１立方メートル当たり |
|---|---|---|---|
| | メーターの口径 | 料金 | |
| 一般用 | 13ミリメートル | 1,000円 | ４立方メートルまでの分　16円 |
| | 20ミリメートル | | ４立方メートルを超え10立方メートルまでの分　20円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 25ミリメートル | 1,600円 | 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分　160円<br>20立方メートルを超え30立方メートルまでの分　195円<br>30立方メートルを超え50立方メートルまでの分　275円<br>50立方メートルを超え70立方メートルまでの分　350円<br>70立方メートルを超え100立方メートルまでの分　440円<br>100立方メートルを超える分　530円 |
| | 30ミリメートル | 2,400円 | |
| | 40ミリメートル | 4,400円 | |
| | 50ミリメートル | 7,050円 | |
| | 75ミリメートル | 16,800円 | |
| | 100ミリメートル | 30,700円 | |
| 臨時用 | | 6,000円 | 600円 |

（料金の算定）

第25条　料金は、料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日（以下この条において「定例日」という。）にメーターの検針（以下この条において「検針」という。）を行い、次のとおり算定する。

（１）　毎月に検針を行うものについては、定例日の属する月分として料金を算定すること。この場合において、使用水量に１立方メートル未満の端数があるときは、これを次の定例日に繰り越して計算し、料金を算定するものとする。

（２）　隔月に検針を行うものについては、定例日に２月分の使用水量の検針を一括して行い、その使用水量により定例日の属する月分及びその前月分の料金を算定すること。この場合において、各月の使用水量は均等とみなし、各月の使用水量に１立方メートル未満の端数が生じたときは、検針の日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は１立方メートルとして算定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

（使用水量の認定）

第25条の２　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

（１）　メーターに異常があったとき。

（２）　使用水量が不明のとき。

（料金の徴収方法）

第26条　料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月又は隔月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

（特別な場合における料金の算定）

第27条　月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の基本料金の額は、第24条の表に規定する基本料金の額に、次の各号に掲げる使用期間の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

（１）　15日以内　100分の50

（２）　15日を超え１月以内　100分の100

２　前項に規定する場合において、その月分の従量料金を算定するときにおける第24条の表に規定する従量料金の使用水量は、当該使用水量に、同項各号に掲げる使用期間の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た水量とする。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第28条　管理者は、臨時給水その他必要と認めたときは、給水装置の使用者の申込みの際、管理者が定める料金を前納させることができる。

２　前項の料金は、使用中止又は廃止の届出があったときは、精算する。

（手数料）

第29条　手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

（１）　第９条第１項の指定をするとき

１件につき　15,000円（指定の更新をするときにあっては、10,000円）

（２）　第９条第２項の設計審査をするとき

１件につき　1,000円

（３）　第９条第２項の工事検査をするとき

１件につき　1,000円

（４）　第20条第２項の消防演習の立会いをするとき

１回500円とし、土曜日、日曜日、祭日及び時間外の場合は、その５割増とする。

（５）　第32条第２項の確認をするとき

１回につき　10,000円

（６）　各種証明書を交付するとき

１件につき　300円

（７）　配水管網図又は給水工事図の写しを交付するとき

１件につき　100円

（料金、手数料等の減額又は免除）

第30条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

## 第５章　管理

（給水装置の検査等）

第31条　管理者は、水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第32条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第33条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

（１）　水道の使用者が第11条の工事費、第21条第２項の修繕費、第24条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

（２）　水道の使用者が正当な理由なく第25条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。

（３）　給水栓を汚染の恐れある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

（給水装置の切離し）

第34条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

（１）　給水装置所有者が90日以上所在が不明でかつ給水装置の使用者がないとき。

（２）　給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

## 第６章　貯水槽水道

（市の責務）

第35条　管理者は、貯水槽水道（法第14条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

２　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第36条　貯水槽水道のうち、簡易専用水道（法第３条第７項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、規程に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第７章　罰則

（過料）

第37条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

（１）　第６条の承認を受けないで給水装置の新設、改造、増設又は撤去をした者

（２）　正当な理由なく第17条第２項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第31条の検査若しくは第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

（３）　第21条第１項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

（４）　第24条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

（料金を免れた者に対する過料）

第38条　市長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第８章　補則

（委任）

第39条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附　則

この条例は、昭和54年４月１日から施行する。

## 附　則（昭和54年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 附　則（昭和56年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和56年６月１日から施行する。

（給水使用料に関する規定の適用）

２　改正後の条例第24条の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る給水使用料について適用し、施行日の前日までの使用に係る給水使用料については、なお従前の例による。

３　施行日前最後の検針日の翌日から施行日以後最初の検針日までの間における給水使用料は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、算定する。

## 附　則（平成元年条例第12号）

（施行期日）

１　この条例は、平成元年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

２　この条例による改正後の吉川町水道給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して（供給して）いる給水量の使用で、施行日から平成元年４月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利の確定される日が同月30日後である給水量の使用にあって、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定される日までの期

間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については従前の例による。

3　前項の月数は、暦にしたがって計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とする。

附　則（平成２年条例第４号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２年４月１日から施行する。

（料金に関する経過措置）

2　この条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水している場合で施行日以後最初の検針により、支払いを受ける権利が確定される料金については、なお従前の例による。

附　則（平成５年条例第11号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成５年条例第21号）

（施行期日）

1　この条例は、平成５年10月１日から施行する。

（料金に関する経過措置）

2　この条例施行の際、現に給水をしている場合でこの条例施行後最初の検針により支払いを受ける権利が確定される料金については、なお従前の例による。

附　則（平成５年条例第28号）

この条例は、厚生大臣の認可を受けた日から施行する。

附　則（平成７年条例第27号）

この条例は、平成８年１月１日から施行する。

附　則（平成８年条例第21号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成８年条例第32号）

この条例は、平成８年８月１日から施行する。

附　則（平成８年条例第34号）

この条例は、平成８年11月２日から施行する。

附　則（平成９年条例第３号）

（施行期日）

1　この条例は、平成９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（分担金に関する経過措置）

2　この条例による改正後の吉川市水道給水条例第７条及び別表第２の規定は、施行日以後の給水申込み又は改造申込みに係る分担金から適用し、施行日前の給水申込み又は改造申込みに係る分担金は、なお従前の例による。

（料金に関する経過措置）

3　この条例による改正後の吉川市水道給水条例第24条の規定中同条の表に係る部分は、平成９年６月１日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金は、なお従前の例による。

4　この条例による改正後の吉川市水道給水条例第24条の規定中100分の105に係る部分に係わらず、施行日前から継続して（供給して）いる給水量の使用で、施行日から平成９年４月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である給水量の使用にあって、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

5　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とする。

附　則（平成９年条例第23号）

この条例は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成12年条例第30号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年条例第49号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年条例第５号）

（施行期日）

1　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成14年条例第31号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成25年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年９月25日条例第10号）

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和６年３月18日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第32条第２項の改正（「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める部分に限る。）は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第24条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後最初の検針により支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

別表（第７条関係）

| メーターの口径 | 分担金 |
|---|---|
| 13ミリメートル | 300,000円 |
| 20ミリメートル | 300,000円 |
| 25ミリメートル | 700,000円 |
| 30ミリメートル | 1,400,000円 |
| 40ミリメートル | 2,800,000円 |
| 50ミリメートル | 3,900,000円 |
| 75ミリメートル | 11,700,000円 |
| 100ミリメートル | 23,400,000円 |
| その他の口径 | 管理者が別に定める |